令和７年度　日進市次世代自動車購入費等補助金制度の手引き

この補助金は、地球温暖化対策の推進のため、次世代自動車等を購入等する方に、

予算の範囲内で先着順に補助金を交付します。

- **予算額に達し次第終了します。**
- **次世代自動車＋充電設備の補助申請をする場合は、次世代自動車の購入と充電設備の購入・設置が完了している必要があります。先着順の受付となりますのでご留意ください。（Ｑ＆Ａ参照）**

令和６年度からの変更点

- **電子申請（インターネット申請）による申請が可能となりました。⇒⇒⇒⇒⇒**
- **自動車検査証の交付日から１年以内であれば、前年度に自動車検査証の交付を受けた場合も対象となりました。**

１　補助対象者　※次のすべての要件を満たしている方が対象です。

個　人

・市内に住所を有し、市の住民基本台帳に記録されていること。
・自らが使用する目的で次世代自動車（リース取引により取得したものを除く。）を新車で購入すること、又は自らが使用する目的で次世代自動車の購入に併せて充電設備を購入・設置すること。

法　人

・市内に事務所、事業所等を有していること。
・自らの事業に使用する目的で次世代自動車（リース取引により取得したものを除く。）を新車で購入すること、又は自らの事業に使用する目的で次世代自動車の購入に併せて充電設備を購入・設置すること。

共　通

・次世代自動車等の使用の本拠を市内とすること。（※自動車検査証記録事項で確認）
・次世代自動車の自動車検査証に自家用と記載され、かつ、使用者として記載されていること。
・貸付、販売等の目的で購入した次世代自動車等に係る補助金の申請でないこと。
・日進市税を滞納していないこと。
・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

２　補助対象と補助額

（１）次世代自動車の補助額は、対象経費に１００分の５を乗じて得た額と次の表の次世代自動車のみ（上限額）のいずれか低い額
（２）次世代自動車（燃料電池自動車を除く。）の購入に併せて充電設備を購入・設置する場合は、（１）により算定した額に１万円を加算した額

対象車両　※四輪自動車に限る。	次世代自動車のみ（上限額）	次世代自動車＋充電設備（上限額）
電気自動車（EV）	５万円	６万円
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	５万円	６万円
燃料電池自動車（FCV）	２０万円	

※一の年度につき、１世帯・１事業者当たり１台まで

※１　充電設備（新たに設置する場合に限る。）は、普通充電設備、充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドが対象です。次世代自動車の購入とセットで購入・設置する場合に限ります。

※２　対象設備、型式は、次のウェブサイトから確認できます。

https://www.cev-pc.or.jp（次世代自動車振興センターＨＰの充電設備の補助対象充電設備一覧を参照）

３　申請手続

申請方法は、電子申請（推奨）、メール、郵送、窓口提出のいずれかです。

本手引きをご確認のうえ、必要書類を揃えて、申請してください。

市 HP(手引き、申請書様式はこちら)

あいち電子申請(電子申請はこちら)

申請の流れ

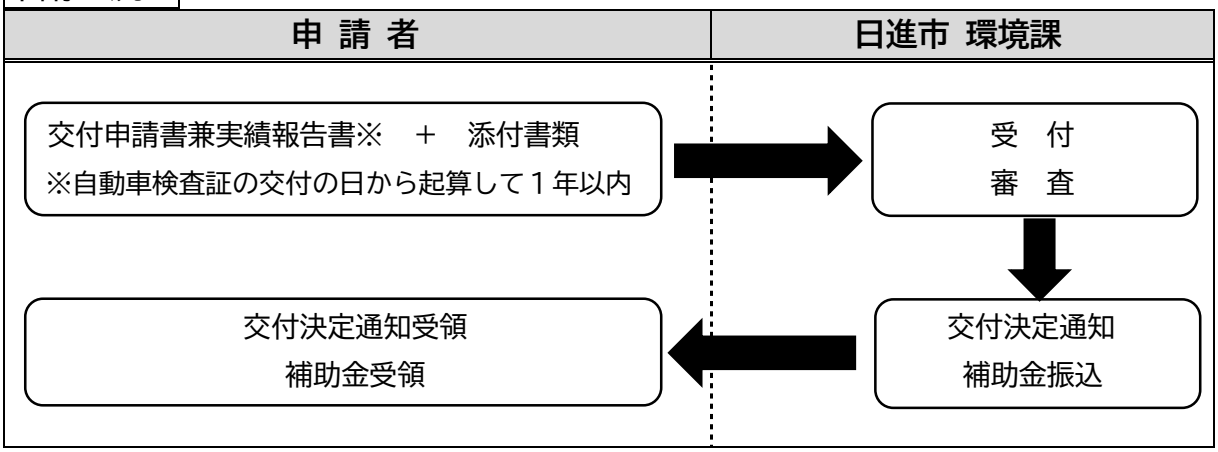

※電子申請による場合は、申請フォームに入力することにより所定の様式による申請とみなします。

提出書類

次ページ以降の提出書類一覧（チェックリスト）に記載されている書類を提出してください。

申請書の書き方

次ページ以降の記入例を参考に記入してください。

注意事項

・記入を間違えた場合は、二重線で消し、訂正してください（修正液や修正テープは使用できません。）。ただし、請求書における金額の訂正はできません。修正がある場合は、新たな用紙に書き直しをお願いします。

・消せるボールペンを使用した申請書・請求書は受付できません。

申請・お問合せ先

日進市 環境課　TEL:0561-73-7111(代表)
FAX:0561-72-4603
MAIL:kankyo@city.nisshin.lg.jp

提出書類一覧（チェックリスト）

次のチェックリストに記載された必要書類が全て揃っているか確認の上、ご提出ください。

チェック	必要書類	留意事項
□	この「提出書類一覧（チェックリスト）」※電子申請の場合は不要です。	全ての書類が揃っているか確認し、✔を記載してください。
□	日進市次世代自動車購入費等補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）	記載例を参考に、漏れなく記載してください。
□	誓約書	全ての項目にチェックされているか確認してください。
□	日進市次世代自動車購入費等補助金交付請求書	記載例を参考に、漏れなく記載してください。
□	次世代自動車の自動車検査証記載事項の写し	自動車検査証の交付の日から１年以内に申請してください。「使用の本拠の位置」が市内であること、「自家用」と記載されていること、申請者が「使用者」として記載されていることを確認してください。
□	次世代自動車の契約書（注文書）の写し	申請者名義のもので、車両本体価格など内訳明細が確認できる契約書（注文書）を提出してください。
□	次世代自動車の領収書の写し	申請者名義のもので、領収書の写しなど車両代金の支払いが確認できるものを提出してください。（複数枚に分かれる場合は、全ての領収書） ※ローン、クレジット等を利用している場合は、現金払い分の領収証に加え、ローン、クレジット等の契約書の写しも提出してください。 ※リース取引により取得した車両は補助対象外です。
□	充電設備の契約書と領収書の写し ※充電設備の購入・設置を併せてする場合に限る。	充電設備の支払いが確認できるものとして、充電設備の契約書と領収書の写しを提出してください。 ※契約書がない場合は、請求書（見積書）を提出してください。 ※領収書（支払いをした事実が確認できるもの）は必ず提出してください。
□	充電設備の工事完了報告書の写しまたは設置写真 ※充電設備の購入・設置を併せてする場合に限る。	充電設備の設置状況・型式が確認できるものとして、工事の完了報告書の写しまたは設置写真（設備本体の設置状況・型式が確認できるもの）を提出してください。
□	事業者にあっては自らが行う事業の内容を証する書類	法人にあっては登記事項証明書、定款等。個人事業主にあっては本市税務課が交付する事業証明書等
□	金融機関の通帳の写し	請求書の添付書類として、口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号等振込先が分かる部分の写しを提出してください。
□	委任状	申請等の手続を委任する場合は、提出してください。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

日進市長　宛て

申請者　住所・所在地
氏名・事業者名
代表者（事業者の場合）
担当者（事業者の場合）
電話番号
電子メール

日進市次世代自動車購入費等補助金交付申請書兼実績報告書

日進市次世代自動車購入費等補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助対象経費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（税抜）
（車両本体価格並びに充電設備※の購入及び設置に要する費用）
※　充電設備を併せて購入・設置する場合に限る。

２　交付申請額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
※１　補助対象経費×５／１００（１，０００円未満切り捨て）と上限額（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：５万円、燃料電池自動車：２０万円）を比較していずれか少ない額
※２　充電設備を併せて購入・設置する場合は、１万円を加算した額

３　次世代自動車の車名等　メーカー名＿＿＿＿＿＿＿＿　車名＿＿＿＿＿＿＿＿

４　次世代自動車の種類　□　電気自動車　□　プラグインハイブリッド自動車
□　燃料電池自動車

５　次世代自動車の登録日　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

６　充電設備のメーカー名等※　メーカー名＿＿＿＿＿＿＿＿　型式＿＿＿＿＿＿＿＿
※　充電設備を併せて購入・設置する場合に限る。

７　添付書類
（１）次世代自動車の自動車検査証記載事項の写し
（２）契約書及び領収書の写し等次世代自動車の購入並びに充電設備の購入及び設置の事実が確認できる書類
（３）事業者にあっては、事業の内容を証する書類（登記事項証明書、定款等）
（４）その他市長が必要と認める書類

誓約書

誓約事項（□にチェックを入れてください。）

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

１　□　貸付、販売等の目的で購入した次世代自動車等に係る補助金の申請でないこと。

２　□　自ら使用し、又は自らの事業に使用する目的で次世代自動車等を購入すること。

３　□　市税の滞納がないこと。

４　□　日進市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

５　□　本補助金の審査等に必要な情報を市が公簿等により確認することに同意すること、及び本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承すること。

年　　月　　日

氏名・事業者名
代表者名（事業者の場合）
（自署又は記名押印）

日進市長　宛て

申請者　住所・所在地
氏名・事業者名
代表者（事業者の場合）
担当者（事業者の場合）
電話番号
電子メール

日進市次世代自動車購入費等補助金交付請求書

日進市次世代自動車購入費等補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金　　円

振込先	金融機関名	銀行・農協　本　店 支　店 信用金庫　出張所
		ゆうちょ銀行　店（漢数字３桁）
	口座番号	普通 当座　NO.
	口座名義人	フリガナ

※１　金融機関の通帳（振込先が分かる部分）の写しを添付してください。

※２　金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。

※３　必ず、申請者名義の口座をご記入ください。

委　任　状

（代理者）

〒

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担 当 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メール＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、日進市次世代自動車購入費等補助金交付要綱の規定に基づく申請等の手続を委任します。

（委任者）

年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メール＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（自署又は記名押印）

第１号様式（第６条関係）

窓口提出時に記入
自動車検査証の交付の日から１年以内に提出してください。

年　　月　　日

日進市長　宛て

申請者は、車検証の使用者、契約書（注文書）の名義と同一としてください。記載漏れのないようご注意ください。

申請者　住所・所在地　　日進市●●町●●
氏名・事業者名　　日進　太郎
代表者（事業者の場合）　●●●●
担当者（事業者の場合）　●●●●
電話番号　　●●●－●●●●－●●●●
電子メール　　kankyo@city.nisshin.lg.jp

日進市次世代自動車購入費等補助金交付申請書兼実績報

日進市次世代自動車購入費等補助金交付要綱第６条の規定により請します。

記

附属品、特別仕様、保険、登録等車両本体価格以外の費用を除く。充電設備を併せて購入･設置する場合は、付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。

１　補助対象経費　　●，●●●，●●●　円
（車両本体価格並びに充電設備※の購入及び設置に要する費用）
※　充電設備を併せて購入・設置する場合に限る。

２　交付申請額　　５０，０００　円

充電設備を併せて購入･設置する場合は、「６万円」

※１　補助対象経費×５／１００（１，０００円未満切り捨て）
動車・プラグインハイブリッド自動車：５万円、燃料電池自動
比較していずれか少ない額
※２　充電設備を併せて購入・設置する場合は、１万円を加算した額

３　次世代自動車の車名等　メーカー名　●●●●　車名　●●●●●

４　次世代自動車の種類　☑　電気自動車　☐　プラグインハイブリッド自動車
☐　燃料電池自動車

自動車検査証の登録年月日を記載

５　次世代自動車の登録日　令和●年　●●月　●●日

６　充電設備のメーカー名等※　メーカー名　●●●●　型式　●●●●
※　充電設備を併せて購入・設置する場合に限る。

充電設備を併せて購入･設置する場合は、記載
対象機器は、次世代自動車振興センターのＨＰで確認

７　添付書類
（１）次世代自動車の自動車検査証記載事項の写し
（２）契約書及び領収書の写し（次世代自動車の購
の事実が確認できる書類
（３）事業者にあっては、事業の内容を証する書
記事項証明書、定款等）
（４）その他市長が必要と認める書類

チェックリストにより確認してください。

誓約書

誓約事項（□にチェックを入れてください。）

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

1 ☑ 貸付、販売等の目的で購入した次世代自動車等に係る補助金の申請でないこと。

2 ☑ 自ら使用し、又は自らの事業に使用する目的で次世代自動車等を購入すること。

3 ☑ 市税の滞納がないこと。

4 ☑ 日進市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 ☑ 本補助金の審査等に必要な情報を市が公簿等により確認することに同意すること、及び本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承すること。

全ての項目にチェックがされている必要があります。

年　　月　　日

氏名・事業者名　●●●　●●●

代表者名（事業者の場合）

（自署又は記名押印）

日進市長　宛て

申請者　住所・所在地
氏名・事業者名
代表者（事業者の場合）
担当者（事業者の場合）
電話番号
電子メール

申請書兼実績報告書（第１号様式）と同一内容を記載してください。

日進市次世代自動車購入費等補助金交付請求書

日進市次世代自動車購入費等補助金交付要綱第６条の規定により下記のとおり請求します。

記

金　●●●●●　円

申請書兼実績報告書（第１号様式）と同一金額を記載してください。

振込先	金融機関名	銀行・農協　本　店 信用金庫　支　店 出張所
		ゆうちょ銀行　店（漢数字３桁）
	口座番号	普通 当座　NO.
	口座名義人	フリガナ

振込先が確認できる部分の写しを添付してください。

※１　金融機関の通帳（振込先が分かる部分）の写しを添付してください。
※２　金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
※３　必ず、申請者名義の口座をご記入ください。

委　任　状

車両販売店等が補助金の申請を代行する場合は、本委任状を提出してください。

（代理者）

〒

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担 当 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メール＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、日進市次世代自動車購入費等補助金交付要綱の規定に基づく申請等の手続を委任します。

（委任者）

年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メール＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（自署又は記名押印）

Q＆A（よくある質問）

Q　新古車の購入は、補助金の対象となりますか。
A　登録（検査）済のため対象となりません。

Q　リース契約の場合は、補助金の対象となりますか。
A　リース契約は、対象となりません。

Q　所有権留保購入（ローン購入）の場合は、補助金の対象となりますか。
A　対象となります。

Q　国や県の補助金を受けている場合でも補助金の対象となりますか。
A　対象となります。

Q　法人格がない個人事業主は、補助金の対象となりますか。
A　対象となります。

Q　２輪車は、対象となりますか。
A　対象となりません。

Q　前年度に購入した車両は、補助金の対象となりますか。
A　自動車検査証の交付日から１年以内であれば、対象となります。

Q　充電設備のみを新たに設置した場合は、対象となりますか。
A　対象となりません。次世代自動車の購入と充電設備の購入・設置を一体的に行った場合に、１万円の加算がされます。

Q　充電設備が備わっている住宅に住んでいます。新たに次世代自動車を購入した場合、充電設備分の加算はありますか。
A　加算対象とはなりません。次世代自動車の購入に併せて充電設備を新たに購入・設置した場合に、１万円の加算がされます。

Q　次世代自動車の購入に併せて購入した充電設備とは、いつ購入したものをいいますか。
A　概ね次世代自動車の注文日の半年前から補助金の申請日（車検証の交付日から１年以内）までに購入した充電設備をいいます。

Q　次世代自動車は既に納車済ですが、充電設備の設置が未了のため、申請を保留していますが、その間に予算が無くなってしまうことも考えられるため、次世代自動車のみの申請をし、その後充電設備の設置が完了次第充電設備の申請をすることは、できますか。
A　できません。充電設備に関する申請は、次世代自動車と同時に行っていただく必要があります。ただし、補助交付は予算の範囲内で先着順に行うため、質問の場合において、充電設備の設置を待っていたら予算が無くなってしまうことも考えられるためご注意ください。なお、質問の場合で次世代自動車のみの申請をすることは可能です。